

## 令和元年度（2019年度）第5回教育委員会（8月定例会）議事録

- 1 日時 令和元年（2019年）8月19日（月）  
午前9時30分から午前10時30分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一  
委員 木之内 均  
委員 堀内 忍  
委員 吉井 恵璃子  
委員 櫻井 一郎
- 4 議事等  
議案  
議案第1号 熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について  
議案第2号 令和2年度（2020年度）県立高等学校生徒募集定員について  
議案第3号 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
議案第4号 県立中学校における令和2年度（2020年度）使用教科用図書の採択について  
議案第5号 県立特別支援学校小中学部における令和2年度（2020年度）使用教科用図書の採択について

### 5 会議の概要

#### (1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

#### (2) 議事録署名委員の選出

教育長が堀内委員を指名し、了承された。

#### (3) 会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、全て公開とした。

#### (4) 議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号からの順に公開で審議することとした。

#### (5) 議事

○議案第1号 「熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について」

○議案第2号 「令和2年度（2020年度）県立高等学校生徒募集定員について」

### 高校教育課長

議案第1号及び第2号は、いずれも令和2年度県立高等学校生徒募集定員に関する議案でございますので、一括して説明させていただきます。

それでは、議案第1号「熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。お手元の資料の1ページを御覧ください。

提案理由は、熊本県立熊本西高等学校の理数科及び熊本県立鹿本農業高等学校の全ての学科の改編に伴い、関係規定を整備するものです。2ページをお開きください。「規則案の概要」により改正内容を御説明いたします。「3 内容」の欄を御覧ください。

改正内容は、学則の別表、熊本県立熊本西高等学校の項中「理数科」を「サイ

エンス情報科」に改め、同表熊本県立鹿本農業高等学校の項中「施設園芸科 食品工業科 バイオ工学科 生活科学科」を「園芸技術科 食品科学科 生活デザイン科」に改めるものです。

熊本西高校の「サイエンス情報科」では、従来の理数科で履修する専門科目に加え、特色ある学校設定科目を開設し、科学研究等の探究活動や大学・企業との連携、語学・科学研修事業等をとおして、生徒の科学的思考力や、英語によるコミュニケーション力、情報活用能力を高め、将来国際社会を舞台に活躍できる科学系人材を育成していくこととしております。

次に、鹿本農業高校ですが、3学科のそれぞれに2つの類型を設け、少人数指導を行うことで学習効果を最大化し、地域を担う人材を育成していくこととしております。また、3年次には3学科の生徒が学科を超えて学び合い、1、2年次に培ったそれぞれの専門性を生かして「鹿農ブランド」商品の開発などに協働して取り組み、地域の活性化への貢献を目指すこととしております。

最後に本規則の施行日は、令和2年4月1日でございますが、経過措置として別表に規定している熊本県立熊本西高等学校「理数科」並びに熊本県立鹿本農業高等学校「施設園芸科、食品工業科、バイオ工学科及び生活科学科」は、改正後の別表の規定に関わらず、令和4年3月31日までの間、存続することとしております。

続いて、議案第2号「令和2年度（2020年度）県立高等学校生徒募集定員について」御説明いたします。

お手元の資料の1ページを御覧ください。県立高等学校の募集定員については、熊本県立高等学校学則第4条第2項の規定に基づき、教育委員会で定める必要があるため、御提案するものです。

次ページをお開きください。「令和2年度（2020年度）県立高等学校生徒募集定員」の最上段を御覧ください。令和2年度の全日制高等学校の生徒募集定員は、定員割れの状況、今後の中学校卒業予定者数の動向等を踏まえ、本年度と比較して1学級・40人を減じ、11,240人とすることを予定しております。

なお、具体的には、下表「県北の欄」に記載のとおり「鹿本農業高校」で1学級を減じる予定です。

おって、令和2年度の定時制高等学校及び高等学校専攻科の生徒募集定員は、本年同様それぞれ440人、10人とすることを予定しております。

令和2年度県立高等学校生徒募集定員について決定いただいた後は、例年どおり9月の私立高校及び熊本市立高校の募集定員公表に合わせて、県立高校についても、高校毎の生徒募集定員を報道機関に提供させていただきたいと考えております。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**教育長**

ただいまの説明について御質問等がございましたらよろしく申し上げます。

**教育長**

よろしいでしょうか。

**教育長**

では、この件につきましては、原案とおりの可決としてよろしいでしょうか。

（委員了承）

**教育長**

はい。ありがとうございます。

○議案第3号 「熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

**高校教育課長**

それでは、議案第3号「熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。お手元の資料の1ページを御覧ください。

提案理由は、熊本県立上天草高等学校に普通科のコースを新設することに伴い、関係規定を整備するものです。2ページをお開きください。「規則案の概要」により改正内容を御説明いたします。「3 内容」の欄を御覧ください。改正内容は、熊本県立上天草高等学校に新設する普通科グローバル文理コースの通学区域を同校の普通科の通学区域と同一の区域とするものです。これは、普通科と一括して募集を行うことによるものです。上天草高校は、今年度から文部科学省の「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の指定を受けております。指定を契機として、新コースにおいては、高校卒業後大学等で学び、地域において未来を切り拓くリーダーとして活躍する人材を育成していくこととしております。施行日は、令和2年4月1日でございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**教育長**

はい。ただいまの説明について御質問等がございましたらよろしくお願い申し上げます。

**教育長**

私からいいですか。普通科の通学区域と同一とは具体的にはどういう区域になりますか。

**高校教育課長**

高校教育課でございます。熊本県は3つの学区に3学区に分かれておりますので、県央・県北・県南と言うことで、天草地区ですから県南の学区と言うことで範囲を指定するということでございます。

**教育長**

はい。わかりました。他何かございますか？この件につきましては原案通り可決と言うことでよろしいでしょうか。

(委員了承)

**教育長**

はい。ありがとうございます。

○議案第4号 「県立中学校における令和2年度（2020年度）使用教科用図書の採択について」

**高校教育課長**

高校教育課です。選定資料につきましては、今回の調査研究結果が他の採択地区の教科書採択に影響を与える可能性があることなどを考慮して、関係者のみの配付としております。

まず、これまでの流れについて御説明させていただきます。付議文の次のページ「県立中学校の教科書採択について」を御覧ください。中学校教科書については、昨年度採択していただいた「特別の教科 道徳」以外の教科書について、今年度採択を行うこととなります。ただし、中学校においては、来年度が新学習指

導要領に対応した新しい教科書の採択年度となります。そのため、新たに検定合格した教科書はありませんでした。よって、今年度は、来年度1年間のみ使用する教科書について、現在使用している教科書を含めた前回と同じ平成26年度検定合格図書の中から採択を行うこととなります。流れは昨年度の「道徳」と同じで、下の図にありますとおり、県立中学校3校の校長、副校長、保護者代表等で構成する教科書選定委員会を、7月4日（木）に開催いたしました。

その後、県立中の副校長及び教科担当教諭による教科書調査研究委員会を2回開催し、県立中学校の教科書としての観点から調査研究を行いました。調査研究に際し、現在使用されている教科書の使用実績を踏まえ、平成27年度の調査研究内容を活用いたしました。

この調査研究結果をもとに、7月26日（金）に、再度、教科書選定委員会が開催され、各教科書についての評価が行われました。県立中の教科書として適切であるものという観点から意見がまとめられ、報告されました。その意見書が、A4縦置きの手書き止めをしております資料で、表紙に「県立中学校に係る教科書選定委員会 選定意見書」と記載したものでございます。

では、資料について説明いたします。A4縦置きの「県立中学校に係る教科書選定委員会 選定意見書」を御覧ください。表紙をめくると、1ページから4ページまで教科書一覧となっており、各種目で選定委員が適切とした教科書には、右端の欄に「○」が付けてあります。結果から申し上げますと、全ての種目において、現在使用している教科書、つまり、4年前に採択された教科書が、引き続き選定されました。選定委員会の意見については、5ページ以降に載せております。例として、「国語」について説明いたします。最初の3行には、選定委員会が、県立中学校の教育活動に資する教科書としての観点から調査研究を行い、その結果を踏まえて評価したことが述べられています。その下の行からは、各教科書の総合評価結果が記載されています。そして、選定委員会では、更に、県立中学校の教育活動に資する教科書として、どの教科書がふさわしいかという観点から、適切な教科書を挙げております。その下の行に、その教科書の工夫点を載せております。他の種目についても、同様の流れで記載しております。机上に、総合評価の参考としましたA3版の「選定資料」と、選定されました教科書の見本を置かせていただきましたので、参考に御覧ください。

それではしばらくご覧ください。

なお、本日の採択結果については、広く公開する予定ですが、他の採択地区への影響等を考え、8月末に情報提供を行いたいと考えています。

以上でございます。御審議をお願いいたします。

## 教育長

ただいまの説明に対しまして御質問等ございましたらよろしくお願ひします。

## 教育長

すみません。私のほうから2点よろしいでしょうか。今回選定を受けたら、どれぐらいの期間またこの教科書を使うことになるのでしょうか。

## 高校教育課長

はい。先ほど申し上げましたが、来年度採択替えの年になりますので、来年度、一年間の使用ということになります。その後は、来年度また新しい新学習指導要領に沿った教科書が提示されますので、そこからまた採択し、新しい教科書を採択することになります。

## 教育長

すみません。2点目ですけれども、今日の御説明は県立中学校の教科書の選定ということで、他の公立中学校についてはどういう状況ですか。

#### 高校教育課長

はい。教科書の採択決定を文部科学省に報告が8月までとなっておりますので、現在各市町村教育委員会等で採択が行われているという状況でございます。

#### 教育長

8月末にはすべて出揃うという理解でよろしいのでしょうか。

#### 高校教育課長

はい。それまでの期限でございますので、そこまでには各地区で出揃うということになります。

#### 吉井委員

すみません。伺ってもよろしいですか。この東京書籍の「話すこと・聞くこと・書くこと」の活動導入として、「『学びのとびら』で基礎的・基本的事項を確認することができる」というのがあって、それを見たいと思って探したのですが、どこにありますか。教えてください。

#### 高校教育課長

すみません。あの「新しい国語」の3年生の下でございます。代表でお知らせしたいと思いますが、2年生の教科書の298ページ、後ろのほうでございます。題材でそしてこれで話すこと・書くこと等が記載されておりますので、各学校でこれを使いながら、指導がなされているというとのことでございます。

#### 吉井委員

すみません。ありがとうございました。

#### 木之内委員

教科書の研究委員会は校長先生や教員の方、それぞれの専門の方が委員としていらっしゃると思うのですが、委員の方々は、毎回委員会が開かれる時に変更があるのですか。

#### 高校教育課長

はい。あのこの年度につきましては、最初にその委員が選定されましたら、そのままずっと引き続き行っていくということになります。

#### 木之内委員

毎年、教科書の選定があるときにはもう一回委員の選定があるのでしょうか。

#### 高校教育課長

はい。職員のほうは人事異動等も考えられますので、代わられる可能性もございますし、保護者代表はPTA役員の方々に各学校が依頼をされていると思いますので、役員が代わられた場合はメンバーが代わる可能性がございます。

#### 教育長

木之内委員の御質問は、継続性があるかとの御趣旨でしょうか。

#### 木之内委員

はい。もし委員が変わる場合に、教科書の変更はどのような感じで考えられているのかなと思ひまして。

#### 高校教育課長

教科書の採択は、4年に1回でございます。昨年は道徳だけ早く採択しなければなりませんので、昨年は、道徳の採択について御審議をお願いしました。

#### 堀内委員

すみません。数学等は県立中学だと、中高一貫で行うような形があると思うの

ですけど、そういう意味で「先取り」っていうようなところは観点として入って  
いたりするのでしょうか。すみません。これを見るだけではちょっとそのあたり  
がどういうふうな形で選定委員の方々が考えてらっしゃるのかちょっとわから  
ないので教えていただけますか。

#### 高校教育課長

中学校の教科書としてはこれを使います。それで中身は中学校と高校が連携を  
当然とっておりますので、授業内容は、早く進めて、作った時間を中学校3年時  
に高校1年生程度の内容を少し織り交ぜていくという形で中学校と高校の繋ぎと  
をやっています。

#### 堀内委員

では、必然的に教科書のそういうところは、選定委員の方々は多少考えながら、  
選定していると受け止めてよろしいでしょうか。

#### 高校教育課長

はい。数学も当然でございますけれども、その他の教科書につきましても、こ  
の検討する中で高校との連携、連続性を踏まえた形で選定委員会の中で検討して  
いただいております。

#### 堀内委員

ありがとうございました。

#### 櫻井委員

すみません。新しい指導要領になると聞いていますが、これはそれを反映して  
いるのでしょうか。

#### 高校教育課長

この教科書が旧課程での決定の教科書でございますので、新しい学習指導要領  
に準じた教科書の検定というのはこれから文部科学省が行います。そして検定さ  
れた教科書が公開されるということになります。

#### 櫻井委員

確か再来年から中学校の指導要領が変わると聞いているのですが。これを4年  
間続くのであればどうされるのですか。

#### 高校教育課長

検定済みの教科書が公開されましたら、また教科書の中身を検討する委員会を  
立ち上げまして、それで検討しまして、来年度、新たな教科書の採択をまたここ  
で御審議いただくということでございます。

#### 櫻井委員

そういうことですね。

#### 教育指導局長

例年だと4年に1回なのですが、今回は、イレギュラーでですね、来年度ま  
た新たな教科書の選定に入ります。今年は繋ぎの一年です。教科書も前回と変わ  
っておりません。

#### 櫻井委員

わかりました。

#### 教育長

1点だけよろしいでしょうか。来年度から小学校の英語の教科が始まりますけ  
れども、そこらへんは多少踏まえた新しい英語の教科内容になっているのでし  
ょうか。

#### 高校教育課長

まだ詳しい内容というところまでは掴めていない状況です。

**教育長**

ありがとうございました。

**教育長**

他に何かございますか。回答もれ及び追加説明が必要なところはございますか。

**教育長**

ではあのこの件につきましては原案通り可決ということでよろしいですか。

(委員了承)

**教育長**

はい。ありがとうございました。

○議案第5号「県立特別支援学校小中学部における令和2年度（2020年度）使用教科用図書の採択について」

**特別支援教育課長**

「議案第5号 県立特別支援学校小中学部における令和2年度（2020年度）使用教科用図書の採択について」御説明します。なお、選定資料につきましては、調査結果が他の採択地区への教科書採択に影響を与える可能性があることなどを考慮して、傍聴人の皆様には配布しておりません。

提案理由ですが、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条」において、次年度使用する教科書は、8月31日までに採択をするものとの定めによるものです。

表紙をめくっていただき、「別紙資料1」と付けておりますページを御覧ください。上段のシートに示していますとおり、特別支援学校においては3種類の教科書を使用しています。①の「検定済教科書」は小中学校で主に使用されている教科書です。②の「文部科学省著作教科書」は特別支援学校用の教科書で、「視覚障がい者用」「聴覚障がい者用」「知的障がい者用」があります。①、②が児童生徒の実態に合わない場合、③絵本等の「一般図書」を使用することが可能とされています。

次に県立特別支援学校の教科書採択までの流れについて御説明します。下のシートを御覧ください。各校では、上段枠囲みにあります県教育委員会が定めた、「県立学校における教科用図書採択の基本方針」等に基づき、①各学校において校内選定委員会を開催し、選定について審議した後、選定結果を特別支援教育課に報告し、②本課で点検整理を行います。その後、③7月17日に教育庁内で教科書採択委員会を開催し、各学校が選定した図書について審議を終えましたので、本日、教育委員会での御審議をお願いするものです。

続きまして、「別添資料2」教科用図書採択案について説明いたします。1ページを御覧ください。1ページには検定済教科書を使用する学校と、使用する教科書の種類数、また2ページには著作教科書と一般図書を使用する学校と種類数についてお示ししております。

はじめに検定済教科書についてですが、3ページから23ページまでが検定済教科書の採択案となっております。本年度は、小学校用教科書の採択替えの年となっております。検定済教科書を使用する特別支援学校5校が合同で13種目を選定しました。

また、中学校用教科書につきましても、本来は採択替えの年ですが、教科書発行者から新学習指導要領に沿った新しい教科書の検定申請がなかったため、今年

度と同じ教科書を使用することになります。

それでは、小学校用教科書の採択案とした13種目の教科書のうち、本日は、光村図書の「国語」と、教育出版の「未来をひらく理科」の教科書を代表例に説明します。お手元に両教科書を御用意しております。まず、国語から御説明します。光村図書は、題材テーマやめあて等の示し方が分かりやすい構成になっています。

表紙をお開きください。ここでは、学習上の注意事項を表すシンボルマークを「しるし」として紹介しています。しるしの並びの中央辺りに「たいせつ」という赤い印で、他の学習や生活場面への応用が示されていますが、その例として、付箋の43ページ下部の赤い枠囲みを御覧ください。この題材では、友達の発表を聞き、質問をすることで、より詳しい内容を調べていきます。「たいせつ」の印で大切なポイントを押さえ、「いかそう」で生活場面でのつながりを確認しています。

特別支援学校では、この題材を学習した後に、帰りの会で1日の出来事や週末の予定について質問する場面を繰り返し設定したり、家庭と連携しながら、学校での出来事について、子供が質問を受ける立場でやり取りする場面を設定したりしながら学びを深めていきます。このように、教科で身に付けた知識や技能を、生活場面で繰り返し活用できる場面を想定しながら学習を計画し、その定着を図る特別支援学校での学習活動と、本書の特徴は親和性が高いと考えられます。

次に、理科の教科書について御説明します。付箋の38ページを御覧ください。こちらは「チョウを育てよう」という題材です。39ページ下部にある教師からの発問には、吹き出しで子供たちが自分の考えを発表する様子が描かれています。肢体不自由や病弱の特別支援学校では、教師との1対1学習や少人数制での学習になる場合も少なくありません。お互いの意見交換の機会が少なかったり、自分の考えやアイデアをうまく伝えられなかったりする子供が多い中で、自分以外の意見や考え方に触れることができる内容構成になっています。

次の40、41ページを御覧ください。ここでは虫眼鏡を使って幼虫を観察する手順や、卵の大きさや幼虫の実際の大きさが見やすいレイアウトで丁寧に示されています。特別支援学校には、屋外で自然と接するような生活体験が乏しい子供も多く、病院内への訪問教育など、実際に実験や観察をすることが難しい環境にある子供にとっては、興味関心を深め、想像力に働きかける上で、大変有効な教科書です。

以上、この他に採択案として選定した11種目の検定済教科書につきましても、その内容構成等に加え、文字の大きさ、フォントの見やすさ、レイアウトなどに丁寧な配慮が施されており、特別支援学校で使用するに適切な選定であると考えております。

それでは、2ページにお戻りください。次に、著作教科書について説明します。こちらの16校が著作教科書を選定しており、25ページから59ページに各校の採択案を掲載しております。まず、26ページを御覧ください。盲学校が選定した著作教科書の1番から28番までは、点字教科書です。小学校用につきましては、採択替えのため発行者は未定となっておりますが、本日は、これまで盲学校で使用されていたものを見本本としてお配りしています。これらは検定済教科書の内容を点字翻訳しており、点字にすることで量が増えるため、分冊形式となっております。また、29番から38番までは、知的障がい者用の著作教科書です。これらの教科書は☆（ほし）本と呼ばれ、4つの学習段階で内容構成されて

おり、知的障がいの程度に合わせて使用します。☆1～3が小学部用、☆4が中学部用です。本日は、算数・数学の☆1から4までのいずれか一冊を見本本としてお配りしています。盲学校や聾学校には、主たる障がいである視覚障がい、聴覚障がいに知的障がいを併せ有する児童生徒も在籍しているため、☆本も選定しています。その他の特別支援学校においても、知的障がいを有する児童生徒が使用する著作教科書として☆本を選定しております。

最後に一般図書について御説明いたします。再度、2ページにお戻りください。こちらの16校が一般図書を選定しており、61ページ以降に各校の採択案を掲載しています。

それでは、71ページを御覧ください。知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う学校である熊本支援学校が選定した一般図書を載せております。8番の「生活 三省堂 こどもマナーとけいご 絵じてん」（実物提示）の実物がこれでございます。ここでは起床して登校するまでの活動の流れを扱っていますが、新学習指導要領に示された生活科の内容の1つである「基本的生活習慣の確立」に該当し、新学習指導要領の内容を踏まえた選定となっております。その他の知的障がい者を教育する教育課程を編成している特別支援学校においても、文字への関心や言葉のイメージを高めるための絵本など、学習指導要領と児童生徒の学習段階を照らし合わせ、様々な絵本等を選定しています。次に114ページを御覧ください。黒石原支援学校が選定した一般図書を載せております。慢性疾患のある児童生徒から生活リズム等に課題のある児童生徒まで、多様な実態の生徒が在籍しています。同じ算数の種目でも、37番「ゆっくり学ぶ子のための『さんすう』4」のように四則計算の習得を目標にした図書から、40番「単行本 さわってあそぼうふわふわあひる」のように「数量の基礎（学習指導要領1段階）」として、対象物に注意を向け、指さしたり、つかもうとしたり、目で追ったりすることをねらった絵本まで、幅広い一般図書が選定されています。

このように各校では、教科書の選定にあたり、教科ごとの目標を達成するに資する教科書について調査研究を行い、児童生徒一人一人に合った教科書を選定しております。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

#### 教育長

ただいまの説明に対しまして御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

#### 吉井委員

特別支援学校の資料はものすごい量があって、以前になんでこんなにたくさんあるのですかと聞いたら、「一人一人の子どもに合わせています。」とお話を伺いました。

同じような内容になりますが、これを一人一人に合わせて、選定されることは、大変な作業だと思います。それをこの膨大な資料の中から一人一人の子どもに合わせて、まず資料を読んでそれを子どもに合わせては、大変なことだと思いますが、毎回それをやっていただいております。

どうぞ、また今後もよろしくお願いいたします。

#### 教育長

これは今回の採択を受けたら、また4年間使用するという理解でよろしいのでしょうか。

#### 特別支援教育課長

特別支援教育課でございます。先ほどの中学校の検定と同じく来年度に改めて

中学校の検定済みの教科書についてはまた御審議いただくということになります。子どもたちの実態も変わりますことから、毎年子供たちの様子に合わせて選び直すという形になります。

#### 吉井委員

わかりやすくいろいろ工夫されていますね。

#### 教育長

この検定済み教科書というのはいわゆる公立の小学校が使っている教科書と同じものという理解でよろしいでしょうか。

#### 特別支援教育課長

特別支援教育課です。はい。そのとおりです。

#### 教育長

この著作教科書というの、特別支援用の特別の教科書ということになるのでしょうか。

#### 特別支援教育課長

文部科学省が直接著作をしたという教科書です。知的障がい用と視覚障がい用と聴覚障がい用のみが文部科学省の方から発行されている教科書になります。

#### 教育長

一般図書というの膨大な数があると思うのですが、その選定とはどういうやり方でしていらっしゃるのでしょうか。

#### 特別教育課長

特別支援教育課です。本当に、一人一人が違うものですから、特別支援学校2,000人程います。おそらく2,000冊近い選び方になっているかと思います。その年の子ども達の個別の教育支援計画、指導計画で成長を見ながらまた次年度はこういった教科書でということ、前年度の担任を中心にまずは議論がなされます。それから管理職まで決裁を受けた状態で県の教育委員会まで選定案が挙がってくるという手順になります。

#### 教育長

それは、普通の本屋かなにかで先生方が探されてということですか、それとも何かいろんな情報があるのでしょうか。

#### 特別支援教育課長

各学校で教科書を採択しているもの、いわゆる展示会というものをしたりします。そういったことで他の学校を参考にしたり、他の担任教師同士の情報をみながら、担当の子ども達や目の前の子ども達にもっと合う教科書はどれかというような選び方になります。

#### 教育長

ありがとうございます。

#### 吉井委員

教える段階の前の時点で大変な労力ですね。

#### 木之内委員

一般図書の場合、各児童生徒の方に合わせて選定されると思うのですが、新しく児童生徒が入ってくる場合、小学校から中学校の場合は連絡とかができると思うのですがけれども、小学校で新入生として入ってくる場合は、教科書を選ぶのにどんな形でやられているのですか。

#### 特別支援教育課長

特別支援教育課です。前年度に、学校に教育相談等に来校されて、お子さん方

の実態把握を行います。そこでみなしというということで教科書を仮に定めて4月に納入いただきます。実態とあまりに大きくずれていた場合は、教科書を入れ替える期間が1月程ございますので、そこで教科書を入れ替えたりという作業もを行います。そういった手順になります。

#### 木之内委員

柔軟な対応が必要となると思いますので、よろしくお願いします。

#### 教育長

他にはよろしいでしょうか。

#### 教育長

はい。回答漏れ及び追加説明が必要なものはありますか。

#### 教育長

この件につきまして原案通り可決ということでよろしいでしょうか。

(委員了承)

#### 教育長

はい。ありがとうございました。

#### 6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和元年（2019年）9月3日（火）午前9時30分から教育委員会室で開催することを確認した。

#### 7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前10時30分